

(別紙) 法令上の根拠

番号法第19条第8号 別表第2

1の項	健康保険法第5条第2項	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第1条
2の項	健康保険法	別表第二省令第2条
3の項	健康保険法	別表第二省令第3条
4の項	船員保険法第4条第2項	別表第二省令第4条
6の項	船員保険法又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法	別表第二省令第6条
8の項	児童福祉法	別表第二省令第7条
9の項	児童福祉法	別表第二省令第8条
11の項	児童福祉法	別表第二省令第10条
16の項	児童福祉法	別表第二省令第12条
18の項	予防接種法	別表第二省令第13条
20の項	身体障害者福祉法	別表第二省令第14条
21の項	身体障害者福祉法	別表第二省令第15条
23の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	別表第二省令第16条
27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	別表第二省令第20条
30の項	社会福祉法	
31の項	公営住宅法	別表第二省令第22条
34の項	私立学校教職員共済法	
35の項	厚生年金保険法	
37の項	特別支援学校への修学奨励に関する法律	別表第二省令第23条
38の項	学校保健安全法	別表第二省令第24条
39の項	国家公務員共済組合法	
40の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	
42の項	国民健康保険法	別表第二省令第25条
48の項	国民年金法	
53の項	知的障害者福祉法	別表第二省令第27条
54の項	住宅地区改良法	別表第二省令第28条
57の項	児童扶養手当法	別表第二省令第31条
58の項	地方公務員等共済組合法	
59の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法	
61の項	老人福祉法	別表第二省令第32条
62の項	老人福祉法	別表第二省令第33条
66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	別表第二省令第37条
67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項	別表第二省令第38条
70の項	母子保健法	別表第二省令第39条
77の項	雇用保険法	別表第二省令第41条
80の項	高齢者の医療の確保に関する法律	別表第二省令第43条
84の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項	

(別紙) 法令上の根拠

番号法第19条第8号 別表第2

89の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	
91の項	平成8年法律第82号附則第16条第3項	
92の項	平成8年法律第82号	別表第二省令第45条
94の項	介護保険法	別表第二省令第47条
96の項	被災者生活再建支援法	別表第二省令第48条
101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項	
102の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律	別表第二省令第50条
103の項	独立行政法人農業者年金基金法	別表第二省令第51条
105の項	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	
106の項	独立行政法人日本学生支援機構法	別表第二省令第53条
108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	別表第二省令第55条
111の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律	別表第二省令第56条
112の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律	別表第二省令第57条
113の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	別表第二省令第58条
114の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	別表第二省令第59条
116の項	子ども・子育て支援法	
117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律	
120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律	